

薬第 254 号
令和 4 年 5 月 18 日

徳島県環境審議会
会長 本仲 純子 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



温泉動力装置許可について（諮問）

このことについて、別添のとおり温泉動力装置許可申請がありましたので、温泉法（昭和23年法律第125号）第32条の規定により、諮問します。



環審第13号
令和4年6月22日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県環境審議会
会長 本仲 純子



温泉動力装置許可申請について（答申）

令和4年5月18日付け薬第254号で諮問のありました温泉動力装置許可申請1件について調査審議した結果、別紙のとおり条件を付して許可することが妥当であると認められます。

答 申 の 内 容

温泉動力装置許可申請（１件）

１ 申 請 者

ノヴィルホールディングス株式会社

２ 申 請 地

徳島県小松島市立江町字黒岩１１番３

３ 許可の適否

条件付きで許可妥当

４ 許可の条件等

(１) 最大吐出量を３０リットル／分以下で運転すること

(２) 源泉の定期モニタリングを実施すること

なお、定期モニタリングの方法は、徳島県環境審議会の審議結果の内容
を遵守すること

